

# 『条文』案に成いよいよ太詰め 宮囲材むらづくり基本条例

No. 10 発行: むらづくり 基本条例策定委員会 平成 27 年 6 月

議会部会

民のみなさんのご意見を聴取

ながら修正していきます。

開催される地区説明会で、

解説文に検討す

を記載する。 ケートや住民投票 住民部会の意見

る手法としてアン

を尊重する。

行政部会

ときには、 する機会を設ける 各部会の意見を踏まえ、 住民の意思を確認 住

村の重要な案件を処理する

出された意見をもとに、目的や定義、基本原則、

村民、議

行政の責務など計39条の条文がまとまってきました。

開催されました。これまで住民、議会、行政の各部会で 第9回宮田村むらづくり基本条例策定委員会は5月14日

進しなければならない。 むらづくりに反映される仕組 民の多様な意見及び提言等が 第〇条 で確認されました。 込んだ、次の条文とすること 民の意見を反映される仕組み らを踏まえた施策づくりを推 みを整備するとともに、 を整備するという内容を盛り 議会及び行政は、 それ 村

完成した条文案は、 7月に

別の条文に書いてもらう方向 らづくりに反映できるよう、 うベースは一緒。住民投票を

■住民の意見をよく聞くとい

第9回策定委員会のようす

しなくても、住民の意見をむ

住民部会(むらづくり委員会)

う取り扱うかについて、

会で話し合われた結果を出し

合い確認しました。

になっていた、住民投票をど

よい。

この日の委員会では、

課題

直接条文には盛らなくて

## 地区説明会

①7月7日《 🚉 : 南割拠点施設 ②7月8日&

③7月9日命

### ﭼ場:うめっこらんど

## 前文の作成作業も進行中

認しました。 これまでの議論の中で出され 理念を盛込むかを話し合い た次のキーワードを盛り込 づくり委員会(住民部会)で 5月31日に開催されたむら 前文を作成することを確 条例の前文にどのような

⑤むらづくりの基本理念 ③どうしたいのかを宣言 ④この条例を作ってきた方法

②村の将来像

①村の成り立ちと現在まで

**過**みらい創造課

85 - 318